

第19期

第32回

総会議事録

令和5年11月15日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年11月15日(水)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 13時55分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

藤田 稔

事務局	<p>ただいまより、第32回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。皆さんの中には、午前中から来ていただいている方もいらっしゃると思います。ご苦労様です。</p> <p>また農業の忙しいところも、なんとか終わって落ち着いたかと思いますが、事故・怪我もなく終わったことお慶び申し上げます。</p> <p>それでは、さっそくですが議事に入らせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>6番 北島 繁和 委員</p> <p>11番 藤田 稔 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表をご覧ください。議案訂正と取り下げがございます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>まず、議案訂正でございますが、中央3番の10a当たりの価格欄「2,100,000」は、正しくは「666,666」になります。</p>

次に、片平 5 番の土地の表示欄「片平町字鍛治田55」が削除になります。それに伴い、10a 当たりの価格欄の「2,659,574」が削除になり、申請の事由の「農業廃止」が「経営縮小」に変更になります。

次に、議案書の16ページをお開きください。

報告第 4 号のタイトルにつきましては、正しくは「専決処分事項の報告について」になります。

また、記に記述されている「1. 郡山市農業委員会事務局人事発令について」は、正しくは「専決第 1 号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について」になります。

お詫びいたしまして訂正させていただきます。

次に、取り下げでございますが、議案書 7 ページの中央 1 番につきましては、事業計画変更後に必要な開発許可の見込みが立たないため取り下げとなっております。

以上でございます。

議長

ただいまから、議案審議に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。

まず、1 番 1 件について付議いたします。

松川 延安委員の調査報告を求めます。

松川 延安
委員

1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。

申請人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は一括贈与、農業開始です。

11月 1 日、事務局会議室において事前審査会を行いました。

渡し人と受け人は、祖父と孫の関係です。

同居していますが、世帯は別にしています。

祖父の渡し人は 5 年ほど前から病気のため、農作業に支障をきたすようになり、孫の受け人が手伝うようになりました。

受け人の父は県外で仕事をしており、農業に携わることができないため、孫である受け人に所有権を移転するものです。

農作業には受け人と祖母があたります。

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地は受け人の農地と近く、作業効率の良い農地です。 これから野菜を作付けする予定です。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>渡し人は以前より受け人へ農地を貸していましたが、渡し人に農家を継ぐ子供がおらず、田んぼが隣接している受け人への譲渡です。</p> <p>取得後は水稻を作付けし、受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>農機具はありませんが、使用貸借契約書を交わし、知人より借りて作業にあたります。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、同一世帯の子への使用貸借です。 借人と母が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、5番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。 11月2日に現地調査を行い、適正に管理されておりました。 11月7日、渡し人、受け人双方に聴き取り調査を行った結果、 申請の内容に誤りはありませんでした。 農作業常時従事要件につきましては、5年以上農業に従事しており 満たしています。 地域との調和要件は、申請書及び現地調査を含めて、農地の効率的 かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、6番 1件について、付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 11月7日、現地を確認して来ました。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 受け人が以前に取得した住宅の玄関前の農地で、下限面積が 廃止されたので申請するものです。 受け人と家族が農作業に従事します。</p> <p>周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管されており 全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

吉田職代	<p>異議ないものと認め、6番 1件について許可と決めます。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、7番と8番の 2件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、8番との交換です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に、8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、7番との交換です。</p> <p>受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、許可と決めることに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について許可と決めます。</p>

	<p>次に、9番 1件について、付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和委員	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>11月11日に現地確認及び受け人と話をして来ました。</p> <p>対象農地は渡し人の父と受け人の父との間で、相対の売買が行われていましたが、所有権移転の手続きはしていませんでした。</p> <p>現地の田んぼはその時から受け人の父が自己所有の田んぼと1枚の田んぼとして耕作してきました。</p> <p>今般、渡し人の父が亡くなり相続登記が済んだので所有権移転の手続きをすることになりました。</p> <p>現在は受け人の父、母とも亡くなっており、農業従事は一人ですが、受け人は55歳で自衛官を早期退職し、農業に従事する時間が十分に確保されています。</p> <p>また受け人は地元在住であり、地域との交流及び共同作業等にも積極的に参加しております。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、10番 1件について、付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔委員	<p>10番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p>

	<p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、贈与、農業開始です。</p> <p>渡し人は受け人の伯父です。</p> <p>この件につきましては11月2日、佐久間会長、吉田職務代理者、及び事務局職員、わたくし立ち合いのもと事前審査会を開催しました。</p> <p>また10月31日に現地調査を行ったところ、適切に管理されており受け人も適正管理を確約しています。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては、妻及び父とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、また贈与する伯父が協力するので問題はないと思います。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について</p> <p>許可と決めます。</p> <p>次に、11番 1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、父親が農作業に従事します。</p>

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、12番 1件について、付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>12番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 11月11日に現地調査をし、受け人に話を聞いて来ました。 この土地は受け人の自宅から近い土地で、きれいに管理されて います。取得後は野菜を作付けするそうです。 受け人と両親が作業にあたります。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、13番から16番までの 4件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田13番から16番までの4件について、調査の結果を報告いたします。 まず13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、贈与、農業開始です。 11月2日、事務局会議室において会長、会長職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は渡し人のおじにあたります。 渡し人は今まで申請地で稲作を行ってきましたが、自宅から 遠いため、耕作するのが大変になり、申請地をもらってほしいと 頼まれたそうです。 受け人は申請地が自宅近くにあるため自家用米を 栽培したいとのことでした。 受け人は85歳とやや高齢ですが、実家が農家で農作業経験が あります。また近くに協力者がおり、問題ないと判断しました。</p> <p>次に14番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 11月2日、現地調査と受け人への聴き取り調査を行いました。 申請地は水田地帯と畑作地帯の中間で、受け人の自宅近くに あります。渡し人の妻が3年前に亡くなり、一人で農作業を 頑張ってきましたが、昨年から自分が介護施設に入っており 耕作が困難になったため、もらってほしいと頼まれたそうです。 しかしただでもらうことはできないということで、表示の 金額で売買することになりました。</p> <p>次に15番と16番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>11月2日、現地調査を行いました。</p> <p>これらの農地については、隣接しているそれぞれが所有している土地と一体で利用できるようお互いに交換するものです。</p> <p>農地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>調査の結果、4件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>13番から16番までの4件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、13番から16番までの4件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由はしいたけの菌床栽培施設です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>現在も西側に菌床施設がたくさんあり、効率的に栽培したいとのことでした。</p> <p>申請地の南側はわたくし道路、東側は市道です。</p> <p>北側は水田ですが、日陰にならないよう建設します。</p> <p>雨水は東側の水路に放流します。</p> <p>取水、汚水はありません。</p>

	<p>なお北側には法面を作り、緑化いたします。 よって、周辺農地に影響ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する 農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決まします。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田2番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農家住宅の敷地拡張です。 11月11日に現地調査し、話を聞いて来ました。</p>

	<p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>この土地は旧道を市より払い下げた土地で、農地転用により既存住宅の敷地一体利用するためです。</p> <p>農地は住宅に隣接した土地で、周りの農地に影響はありませんが、昭和59年頃に農地法の許可を受けずに一部に作業所、植木等の植栽工事をしており、顛末書が添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による</p>

	<p>許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は電気通信設備用の資材置場の一時転用です。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>周辺に農地はなく、影響はありません。</p> <p>申請地の東側は住宅地で、西側は資材置場、北側の道路より 進入口として既存道路高を計画高として造成工事し、 法面保護を行って土砂の流出などを防止します。</p> <p>雨水は敷地内浸透及び北側の道路側溝に排水します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で 甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	申請の事由のところですが、電気通信設備用資材置場で 期間5年というのは。
議 長	事務局。
事務局	先ほど一時転用という説明がありましたが、これは期間を 定めての賃貸借による転用で一時転用という言葉が使われたと 思いますが、通常の一時的転用の上限は3年ですけれども この場合は農地区分が第3種農地で永久転用もできますが、

	期間を定めての転用で一時的な転用というご説明だと思えます。
議長	その他、ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 次に、2番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	中央2番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は県中建設事務所発注の南川放水路河川護岸工事を 施工するにあたり、資材置場設置のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 周辺農地の営農に支障を及ぼさないための措置が取られます。 また工事終了後には、必ず元の農地に復元して返却するとの 確約書が添付されております。 立地基準、申請目的実現の確実性に問題はなく、取水や汚水は 資材置場として利用するため計画はなく、雨水は自然浸透及び 南側市道側溝に流します。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで

	<p>当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積3番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は太陽光発電設備です。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>現地の西側は住宅、南と東側が道路、北側に一部畑があります。</p> <p>南側、東側の道路ですが、約1.5m高くなっております。</p> <p>工事の際には、土地の形質を変更せずに設置するため土砂流出等はありません。給排水もありません。</p> <p>雨水は自然浸透です。</p> <p>また高さを3m以内にすることで日照に支障はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない、街区の面積に占める 住宅の面積の割合が40%を超え、 市街化が相当進んでいる宅地進行化区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>田村4番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場、資材置場です。 申請地は貸人が平成19年に父から相続により取得した土地です。 父から生前、農地であると聞いておらず相続時に荒れた土地だった ため、農地と思わず安易な気持ちで借人に貸したそうです。 借人は駐車場兼資材置場として使用してきました。 令和4年、貸人が住宅を新築するにあたり農地法第4条の 許可申請の打ち合わせをしていたところ、当該申請地が無断転用に なっていることがわかりました。 申請地の西側と北側が公道に面しており、東と南側は 農地に面しています。顛末書が添付されていましたが、</p>

	<p>特に周辺農地に対して悪影響を及ぼすことがないように、また雑排水の処理については計画通り、直接農業用水路に排水することのないよう忠告し、承諾を得ました。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田5番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農家住宅の敷地拡張です。</p> <p>渡し人と受け人は兄弟で、兄より弟に移転するものです。</p>

	<p>11月11日に現地調査をし、受け人から話を聞いて来ました。 農地区分は第2種農地と判断しました。 当地は4条で申請した土地に接しており、東側は宅地、 南側と西側は道路、北側は山林と細長い土地で周辺農地への 影響はありません。 しかし昭和59年頃、農地法の許可を受けずに庭木等の植栽工事を しており、今回敷地拡張の申請を行い、法令違反を知り、 顛末書を添付し、申請に至りました。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条2番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4条2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決めます。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の</p>

	<p>規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、所有権移転の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>2番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>調査の結果をご報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請の事業計画変更の申請です。</p> <p>変更前、変更後の内容は記載のとおりです。</p> <p>変更の事由は、転用期間の延長です。</p> <p>11月13日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。</p> <p>当初予定の工事は終了しましたが、追加工事を受注し、工事期間が延びるための申請です。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われませんがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>2番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について 承認と決します。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>1番と2番の調査結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。</p> <p>10月31日に現地調査をしました。</p> <p>申請地の周囲は山林及び耕作されていない農地です。 現況は山林の法面になっており、15年以上耕作されておらず 樹木が生え、山林化しております。</p> <p>そのため、農地に戻すことは非常に困難と思われました。</p> <p>また申請人の代理人に電話で聴き取り調査を行い、申請内容に 間違いがないことを確認しました。</p> <p>次に熱海2番ですが、土地は1番の土地に近接しております。 状況は全く同様でした。</p> <p>以上、熱海1番と2番について、農地に復元することは 困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、</p>

	<p>非農地と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員の同居の親族が願出人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>10月30日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>6か所とも以前は桑畑として利用していましたが、40年ほど前から利用しておらず、竹や雑木が繁茂しほぼ傾斜地で周辺も山林に囲まれており、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議長	次に、4番 1件について付議いたします。降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と10月31日に現地調査をしました。</p>

	<p>平成20年頃から作付けをしなくなり、現在柳が立木となっており農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から5番までの 5件について、</p> <p>農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から18番までの 18件について、</p> <p>農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について</p> <p>通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「専決処分事項の報告について」</p> <p>郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、</p> <p>次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p>

専決第1号 郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

専決第1号 専決処分書

郡山市農業委員会規程第4条第1項の規定により、
総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、
次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会事務局職員人事発令について

理由：令和5年11月1日付けで事務局人事を発令するため。

発令の内容については、記載のとおりです。

報告第4号を終わります。

ただいまの 第1号から第4号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 以上で報告事項を終わります。
その他ございませんか。

(なし)

議長 長時間の慎重審議ありがとうございました。
以上で、第32回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第32回総会（令和5年11月15日開催）の概要

第3条 農地の異動は

16件で、田 40, 116.00㎡ 畑 7, 776.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

2件で、しいたけの菌床栽培施設1件、農家住宅の敷地拡張1件 でした。

第5条 農地の転用は

5件で、資材置場2件、太陽光発電設備1件、農家住宅の敷地拡張1件、一時転用1件 でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。